

自動車と償却資産の区分

固定資産税に該当する自動車は、「**大型特殊自動車**」のみ。 **小型特殊自動車との違いに注意！！**

○主たる目的が、建設等の機械としての効用を発揮すること。= 人や物の運搬用ではないこと。

【大型特殊自動車の範囲】

ショベル・ローダ	ダイヤ・ローラ	ロード・ローラ	グレーダ	ロード・スタビライザ
スクレーパ	ロータリ除雪自動車	アスファルト・フィニッシャ	タイヤ・ドーザ	モータ・スイーパ
ダンパ	ホイール・ハンマ	ホイール・ブレーカ	フォーク・リフト	フォーク・ローダ
ホイール・クレーン	ストラドル・キャリア	ターレット式構内運搬自動車	自動車の車台が屈折して操行する構造の自動車	
国交大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車			国交大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	

農耕トラクタ	農業用薬剤散布車	刈取脱穀作業車	田植機及び国交大臣の指定する農作業用自動車
--------	----------	---------	-----------------------

ポール・トレーラ	国交大臣の指定する特殊な構造を有する自動車
----------	-----------------------

【分類番号】

0・00～09、000～099 → 大型特殊自動車のうち、建設機械に該当

9、90～99、900～999 → " 建設機械以外のもの

【自動車に取り付けられた設備について】

・自動車に取り付けられたカーナビ等については、自動車固有の設備であり、取り外し可でも、非該当。

→その性能や構造等が自動車用として特別に設計された自動車固有の設備であるため。

→リース資産である場合は、課税客体。

【間違いやすいので注意！小型特殊自動車の範囲】

・小型特殊自動車は、軽自動車税が課税されます。軽自動車の申告をしてナンバープレートの交付を受けてください。

・以下の大きさや最高速度があてはまるものは、小型特殊自動車です。それ以外は大型特殊自動車です。

※フォークリフトや乗用装置のあるトラクター・コンバイン・茶刈機、農業用薬剤散布車、田植機等の多くもあてはまります。

区分	長さ	幅	高さ	最高速度
小型特殊自動車	4.7m 以下	1.7m 以下	2.8m 以下	15km/h 以下
農耕作業自動車	-	-	-	35km/h 以下

～軽自動車として申告する際に必要なもの～

①販売店から購入した場合：

所有者の印鑑、販売証明書(販売店の押印、車台番号、メーカー名等の記載のあるもの)

②①以外の場合

譲り受け等の場合は、牧之原市税務課収納管理係までお問合せください。(電話番号：0548-23-0022)

【参考】道路運送車両法施行規則別表第一（第二条関係）

自動車の種別	自動車の構造及び原動機	自動車の大きさ		
		長さ	幅	高さ
普通自動車	小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車			
小型自動車	四輪以上の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが下欄に該当するもののうち軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車（軽油を燃料とする自動車及び天然ガスのみを燃料とする自動車を除く。）にあつては、その総排気量が二・〇〇リットル以下のものに限る。）	四・七〇メートル以下	一・七〇メートル以下	二・〇〇メートル以下
	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）及び三輪自動車で軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの			
軽自動車	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）以外の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが下欄に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車にあつては、その総排気量が〇・六六リットル以下のものに限る。）	三・四〇メートル以下	一・四八メートル以下	二・〇〇メートル以下
	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）で自動車の大きさが下欄に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車にあつては、その総排気量が〇・二五リットル以下のものに限る。）	二・五〇メートル以下	一・三〇メートル以下	二・〇〇メートル以下
大型特殊自動車	<p>一 次に掲げる自動車であつて、小型特殊自動車以外のもの イ ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォークリフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車</p> <p>ロ 農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車</p> <p>二 ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車</p>			
小型特殊自動車	一 前項第一号イに掲げる自動車であつて、自動車の大きさが下欄に該当するもののうち最高速度十五キロメートル毎時以下のもの	四・七〇メートル以下	一・七〇メートル以下	二・八〇メートル以下
	二 前項第一号ロに掲げる自動車であつて、最高速度三十五キロメートル毎時未満のもの			